

## 概要版

平成26年度 東京都立北園学校（全日制課程）いじめ防止基本方針

平成26年10月1日

校長 決定

### 1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) いじめが生徒の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであることに鑑み、学校は、全ての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるよういじめの防止等のための対策を行う。
- (2) 学校は、生徒の生命及び心身を保護し、生徒をいじめから確実に守るとともに、生徒のいじめに関する理解を深め、生徒がいじめを知りながら放置することなく、いじめの解決に向けて主体的に行動できるよういじめの防止等のための対策を行う。
- (3) いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、学校全体で組織的に取り組む。
- (4) いじめの防止等のための対策は、学校に加え、都、区市町村、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、社会全体でいじめの問題を克服することを目指して行う。

### 2 学校及び教職員の責務

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、学校に在籍する生徒の保護者、地域住民並びに関係する機関及び団体との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、学校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する。

### 3 いじめ防止等のための組織

- (1) 学校いじめ対策委員会 (2) 学校サポートチーム

### 4 段階に応じた具体的な取組

- (1) 未然防止のための取組 (2) 早期発見のための取組
- (3) 早期対応のための取組 (4) 重大事態への対処

### 5 教職員研修計画

- (1) いじめの防止等のための対策を確実にを行うため、校内研修を実施する。
- (2) 校内研修は、学校いじめ対策委員会が企画、運営する。

### 6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) 学校HP、保護者会等により学校いじめ防止基本方針等について情報発信する。
- (2) PTA役員等との情報共有に努め、連携を図る。

### 7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 学校運営連絡協議会の外部委員との情報共有に努め、連携を図る。
- (2) 同窓会、学校後援会等の役員との情報共有に努め、連携を図る。
- (3) 児童相談所、子供家庭支援センター等の外部機関との情報共有に努め、連携を図る。

### 8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) 学校運営連絡協議会によるいじめ防止等に関する学校評価の方法等の検討。
- (2) 学校運営連絡協議会によるいじめ防止等に関する学校評価の実施・分析。
- (3) 学校は、学校評価を踏まえ、学校いじめ防止基本方針の改善を図る。